

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和4年11月11日

消防庁舎の再整備について

---

## 資料

---

1	事業目的	1
2	推進体制等	1
3	これまでの経過	2
4	消防庁舎の現状	2
5	消防庁舎の課題	3～7
6	再整備の方向性について	7

参考資料 令和4年度第1回大磯町消防審議会結果概要（抜粋）

消防総務課

## 消防庁舎の再整備について

### 1 事業目的

大磯町公共施設等第1期個別施設計画に基づき、消防庁舎の再整備に向けた調査、検討を行う。

(参考) 大磯町公共施設等第1期個別施設計画 (平成29年度～令和8年度)

施設名	対策 (方向性)	説明
消防署《複合》	建替検討	消防・救急・救助等の災害活動拠点となる施設であるが、施設等の老朽化が進んでいることから、大規模改修又は建替等の調査・検討を行う。
消防本部	複合化	災害発生時における災害対策本部の速やかな設置とともに、情報の一元化及び情報共有が必要とされることから、役場新庁舎整備に伴い関係各課との同時連携を考慮し新庁舎へ集約する。

### 2 推進体制等

#### (1) 大磯町消防審議会

条例に規定された町の附属機関。消防行政の運営に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

- ・委員 小泉隆史会長 (大磯町区長連絡協議会会長)、山崎伸一副会長 (前平塚市消防長)、土方正美委員 (大磯町消防団長)、松尾明美委員 (大磯町消防団員)、鈴木實委員 (大磯町自主防災組織連絡協議会会長)、浦田福代委員 (公募町民)

【任期：令和4年9月20日～令和6年9月19日】

- ・事務局 消防本部消防総務課

#### (2) 消防庁舎整備庁内検討会

大磯町庁議規程第5条に基づき設置。消防審議会と連携を図りながら消防庁舎再整備に必要な調査、検討を行い、資料作成をする。

- ・構成員 副町長 (会長)、消防長 (副会長)、政策課長、財政課長、公共施設再編担当主幹、まちづくり担当課長、消防署長、その他必要な職員
- ・事務局 消防本部消防総務課

### 3 これまでの経過

#### 令和4年

- 2月14日 令和4年度施政方針  
「消防庁舎の移転建替及び分署統合の必要性を含めた検討を開始」
- 7月21日 小田原消防署南町分署、成田出張所見学
- 8月26日 消防庁舎整備庁内検討会（課題整理・資料調整）
- 9月20日 大磯町消防審議会（諮問）
- 10月4日 厚木消防署相川分署・南毛利分署見学  
随時 関係課等と協議調整

### 4 消防庁舎の現状

現庁舎（消防本部・消防署）は、昭和49年（1974年）の竣工から48年が経過しますが、耐震補強工事や部分補修などにより庁舎機能を維持してきました。しかし、経年劣化により施設設備全体の老朽化が進んでいます。

#### （1）施設概要

表1 施設概要

施設名称	消防署・消防本部	国府分署
所在地	大磯町大磯 1075 番地	大磯町月京 6-10
敷地面積	815.62 m <sup>2</sup>	国府支所、図書館分館と複合
建築年	S49 (1974)	H8 (1996)
建築面積	495.16 m <sup>2</sup>	—
延床面積	1,384.961 m <sup>2</sup> (3階武道館 486.160 m <sup>2</sup> を含む)	181.85 m <sup>2</sup>
構造・規模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造含) 地上4階建	鉄骨造地上2階建(分署は1階部分)
備考	津波災害警戒区域 (R3 神奈川県指定)	

## 5 消防庁舎の課題

### (1) 施設の老朽化

現庁舎は内装外壁や設備類の老朽化が進み補修頻度が増え、維持管理の負担が重くなっています。特に外壁や配管類などの屋外設備は、塩害の影響もあり劣化が激しく、抜本的な対策が求められています。

表2 主な改修経過

実施年度	改修等概要
平成2～3年度	改修工事
平成5年度	耐震補強工事
平成20年度	空調設備改修工事
平成26年度	非常用自家発電設備整備
平成28年度	アスベスト対策工事
平成30年度	女子職員用設備整備工事
令和2年度	外壁補修工事、給水管修繕、受水槽修繕、消防長室空調修繕
令和3年度	屋上防水工事、事務室空調修繕
令和4年度	汚水管修繕

### (2) 災害応急対策拠点としての課題

#### ア 耐震性

平成5年の耐震補強工事により、改修後のIs値（構造耐震指標）<sup>※1</sup>は0.67～2.73と新耐震基準値を上回っています。しかし、近年は災害応急対策拠点としてBCP（事業継続計画）上重要な公共施設は、新耐震基準を上回る耐震性が求められています。一方、現庁舎は耐震改修後30年近く経過し、玄関前の梁が大きくたわみ事務室内の床面が沈下するなど建物全体の歪み、劣化が進んでおり、大地震が発生した際には建物の損傷などで施設の利用ができなくなる恐れがあります。

※1 新耐震基準=Is値0.6以上 ただし、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省）では、重要な官庁施設は「1類（Is値0.9以上）」または「2類（Is値0.75以上）」の基準が目標とされている。

#### イ 津波対策

敷地全体及び前面道路が神奈川県より津波災害警戒区域に指定されており（基準水位0.1m～0.2m）、最大クラスの津波が発生した場合、消防・救急活動に支障を来すことが懸念されます。

## (3) 施設の狭小化

竣工後約 48 年の間、救急需要の増などにより現庁舎の職員数は 4 割以上増え、平成 7 年に制度化された緊急消防援助隊に対処するため車両や資機材も増えており、施設内に車両が収まらず車庫の扉を閉められない等、防犯上の課題も生じています。

さらに、女性職員用設備の整備や各種 OA・ICT 機器の導入等により執務空間は不足し、会議室や訓練室はもとより資機材収納場所も確保できない状況です。したがって、各種会議は外部施設の借用が必要で職員の負担増を招いているうえ、突発的な災害発生等への対応にも遅れが生じる恐れがあります。

また、現下においては感染症等感染拡大防止への対応のため、仮眠室や浴室の個室化、消毒室の整備等が必要とされていますが、現庁舎ではスペースの問題から対応は難しく、職員の安全・衛生確保や消防力の維持に対するリスクが生じています。

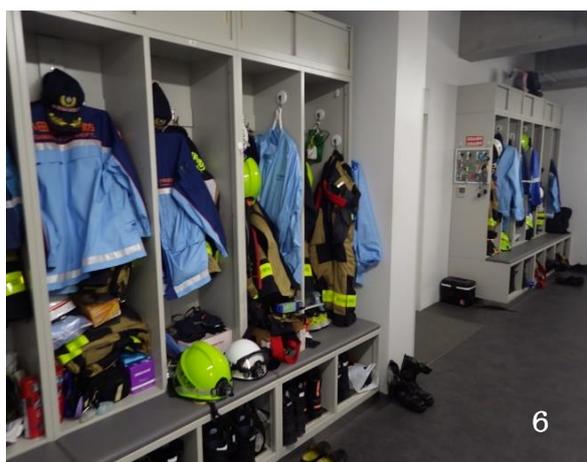
表 3 消防現勢及び消防業務実態比較表

年	昭和 49 年(竣工時)	令和 2 年
人口	27,635 人(昭和 50 年 4 月 1 日)	31,096 人(令和 3 年 4 月 1 日)
世帯	6,992 世帯(昭和 50 年 4 月 1 日)	12,786 世帯(令和 3 年 4 月 1 日)
消防職員数	25 人	36 人
国府分署 <sup>※2</sup>	—	11 人
保有車両等	10 台(車両 8 台、他 2 台) ・消防ポンプ自動車 2 台 ・化学消防ポンプ自動車 1 台 ・積載車 1 台 ・救急車 2 台 ・指令車 1 台 ・広報車 1 台 ・小型動力ポンプ 2 台	15 台(車両 9 台、他 6 台) ・消防ポンプ自動車 2 台 ・救助工作車 1 台 ・防災資機材運搬車 2 台 ・防災活動車 1 台 ・高規格救急車 2 台 ・指揮車 1 台 ・小型動力ポンプ 6 台
国府分署	—	2 台(車両 2 台) ・消防ポンプ自動車 1 台 ・高規格救急車 1 台
火災発生件数	16 件(建物 3、林野 4、車両 1、他 8)	17 件(建物 7、車両 1、他 9)
救急件数	出場 560 件、搬送人員 553 人	出場 766 件、搬送人員 711 人
国府分署	—	出場 720 件、搬送人員 699 人
予防業務件数	612 件(火災予防届出 202・危険物届出 35、消防同意 375)	796 件(火災予防届出 657・危険物届出 27、消防同意 112)

※2 国府分署の数値は外数

(出典：昭和 49 年度版消防年報、令和 2 年版消防年報)

近年整備された消防署（小田原消防署成田出張所）



- 1 各階に整備された浴室    2 各階に整備された洗濯乾燥室    3 個室化された仮眠室  
4、5 訓練室  
6 1階に整備された防火衣装着室    7 1階に整備された救急消毒室

#### (4) 狭小な敷地

現敷地は約 815 m<sup>2</sup>ですが、消防署としては極めて狭小な敷地です。このため、車両や資機材の保管施設及び車両展開空地が不足しているため、資器材や車両の点検スペースもなく、頻繁な車両の移動を要するなど作業効率も悪い状況です。

また、敷地内には救助技術の維持向上のための専用の訓練場が無く、十分な訓練ができないため、大磯運動公園や大磯ロングビーチ等外部施設の借用等で対処せざるを得ない状況です。



車庫からはみ出た車両(防犯ネット対応)



敷地内通路での消火訓練



車庫上の仮設訓練塔で救助訓練

#### (5) バリアフリー対応

消防庁舎には法令に基づく各種届出等のほか、児童生徒の校外学習等で一定数の来庁者がありますが、段差が多くエレベーターや多目的トイレが無い等バリアフリー化に対応していません。このため、高齢者や身体の不自由な方はもとより、一般の方にも使い勝手の悪い施設となっています。

#### (6) 2署所体制

署所(消防署又はその出張所)の数は、総務省消防庁が平成12年に告示した消防力の整備指針(以下「整備指針」という。)において、市街地の区域内人口3万人では1署所が目安とされています。しかし本町では、西部地区の防災力向上を目的として平

成8年に国府分署（以下「分署」という。）を設置し、2署所体制となっています(表1参照)。これにより西部地区の救急体制が強化され、町民の安心、安全の向上に大きく寄与してきました（表3参照）。

しかし、2署所（4隊体制）を維持するため、現状では必要最小限の人数による部隊運用となっています。

## 6 再整備の方向性について

再整備にあたっては、現庁舎の大規模改修、現敷地での建替え及び移転建替えが考えられます。しかし、現敷地は周囲に住宅が密集しているため敷地の拡張は難しいことから、大規模改修や現敷地での建替えでは前項で掲げた狭小な施設や敷地に因る諸課題の解消は困難であると考えられます。また、今後消防活動に必要な施設の機能等を整備するのも困難な状況です。さらに、施設整備時に発生する仮設庁舎のリース料や借地料等も勘案すると、費用対効果の面からも妥当ではありません。したがって、消防庁舎の再整備は移転建替えを前提に検討を進めます。

また、総務省では平成18年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を告示し、災害や事故の多様化及び大規模化や住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする消防力を確保するため、特に小規模消防本部に対し積極的に広域化を進めるよう働きかけがなされました。

本町においても、平成25年度に平塚市及び二宮町と「1市2町消防の広域化検討委員会」を設置し、平成30年度にかけて協議を重ねましたが、諸課題の調整が整わず委員会は休止し、1市2町による共同消防指令センターの設置にとどまり現在に至っています。しかし、今後発生が懸念される大規模災害等に備えるためにも広域化の検討は重要であり、消防庁舎の再整備にあたっては、将来の広域化も視野に入れて検討する必要があります。

以上

令和4年度第1回大磯町消防審議会結果概要（抜粋）

- 1 日時 令和4年9月20日（火）午後1時30分～3時5分
- 2 場所 役場本庁舎4階第2委員会室
- 3 出席者 小泉隆史会長（大磯町区長連絡協議会会長）、山崎伸一副会長（前平塚市消防本部消防長）、土方正美委員（大磯町消防団長）、松尾明美委員（大磯町消防団員）、鈴木實委員（大磯町自主防災組織連絡協議会会長）、浦田福代委員（公募町民）
- 4 事務局 原俊清（消防長）、古正幸司（消防総務課長）、佐竹弘次（消防総務課副課長）、仲手川孝（消防総務課主任主事）
- 5 傍聴者 無し
- 6 議事

（3）消防庁舎の再整備について

事務局より資料に基づき説明を行い、次のとおり意見提案及び質疑応答があった。

問）再整備の方向性で、消防庁舎の再整備は移転建替えを前提に検討という記載がある。移転先についての具体的な検討はまだ行っていないのか。（委員）

答）再整備の方向性として、現敷地は狭小なので建て替えや大規模改修は難しいと考えています。したがって、移転建替えという方向で検討しています。先ほどから御意見を頂いていますが、（審議会として）大磯の中心部に庁舎を移転する方が適切ではあるというご意見になれば、ある程度候補地を絞ったうえで検討をしていくのかと考えています。なお、内々ではある程度の目星をつけて調査を進めています。（事務局）

問）二宮、葉山、千葉栄町等、類似団体の消防署の敷地以上の面積が検討されているのか。（委員）

（委員）

答）必要な敷地面積を算定するにあたっては、職員数、車両数、必要なオープンスペース、訓練ができる広さなどを考慮に入れる必要があります。現在、これらをふまえいくつか目星をつけているところです。（事務局）

問）（分署を統合して）車両を一か所にまとめてしまうと、何かあった時にそこが潰れると出動できなくなるのでは。（委員）

答）難しい話ですが、車両が分散されると人員配置で人手がより多く必要になります。そのために、できるだけ効率性と安全性が担保できるような場所・施設を選定する必要があると考えています。（事務局）

意) 今心配なのは津波だと思う。たぶん津波が来たら大きな被害を受ける。それを想定した予定地があるとしたら、大体海拔 20m 級。西小磯あたりは海拔 20m くらいあるので、想定外の津波が来なければ安全な施設が出来ると思う。(委員)

答) 内々の検討では、立地として津波や土砂災害あるいは洪水など、災害危険区域から外れたところを条件にしています。そのうえで、大磯町全体を見るため町の中心部で、さらに消防救急車両の出入りを考慮し幹線道路や幹線道路に準ずる道路に面していること等を条件として検討を進めています。(事務局)

意) 消防職員や消防団員は訓練が重要である。本署を建て替えるならしっかりした訓練場を整備しておくべき。平塚市は大野出張所の建設に併せ訓練塔を整備したので、団員も訓練が出来る。職員は毎日訓練が必要であり、団員も土日に訓練が出来るようなところが良い。職員が少ない中で、職員と団員と一緒に訓練することで団員を育てていくことができる。(委員)

意) 分団の車両が入れる敷地があった方が良い。(委員)

意) 訓練場に分団車両を並べて一緒に連携の放水訓練ができれば良い。職員を直ちに増員することは出来ないので、消防団に頑張ってもらうための訓練場所があった方が良い。(委員)

意) 西小磯地区は農振地域が多く、農地以外の場所はあまり無い。農地を守る必要もあり、西小磯地区は難しいと思う。(委員)

問) 移転した場合、国府分署は統合するのか。(委員)

答) 2 つ案を考える必要があると思っています。本署に統合する案と、分署を(平塚市消防署土沢分遣所の様に)分遣所的な形で残す案です。この場合でも、将来広域等により連携が図れた段階で、住民の方のご理解を頂きながら統合も検討するという事です。委員の皆さんからそのようなご意見があれば、庁内の検討会に情報提供しながら考え方をまとめていきたいと考えています。今後、庁内検討会と審議会双方で意見を“キャッチボール”しながら、再整備事業を進めていきたいと思っていますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思っています。(事務局)

#### (4) その他

町長からの諮問書を、原消防長が小泉会長に手交

以上



磯消総第 43 号  
令和 4 年 9 月 20 日

大磯町消防審議会会長 様

大磯町長 中 崎 久 雄



## 諮 問 書

大磯町消防審議会規則第 2 条の規定に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

### 記

(諮問事項)

1. 大磯町消防庁舎の再整備について

(諮問理由)

大磯町消防庁舎（消防本部・消防署）は、昭和 49 年の竣工から 48 年が経過しますが、新耐震基準に適合させるため耐震改修工事や部分補修などで庁舎機能を維持してきましたが、大規模改修は行わず施設設備全体の老朽化が進んでおります。さらに耐震改修工事から 30 年近くが経過していることから、災害応急対策拠点として庁舎機能を維持するため、抜本的な対策が必要となっております。

このため、町では大磯町公共施設等第 1 期個別施設計画（平成 29 年度から令和 8 年度まで）において、消防庁舎を「大規模改修又は建替等の調査・検討を行う施設」と位置付け、対策を図ることとしています。

つきましては、消防庁舎の再整備について調査審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。